

明倫小学校子どものいじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。いじめが疑われるときは、組織的に迅速かつ適切に対処していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの防止等対策組織

いじめの防止等対策組織として「いじめの防止等対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) いじめの防止等対策委員会の役割

ア 「明倫小学校子どものいじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめの防止等の対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「明倫小学校子どものいじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・こころのアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめの防止等の対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめの防止等の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、対象となった子どもの安心・安全の確保を最重要点に置き、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ適切な対応をする。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットを通じて行われるいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア こころのアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめの防止等対策委員会を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ インターネットを通じて行われるいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態が生じた場合は、東海市教育委員会を通じて市長に報告する。市長は総合教育会議を招集し、その事案の調査を行う主体や調査方法等を決定する。同時に、愛知県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

(2) 学校が主体として調査を行う場合は、いじめの防止等対策委員会を開催し、調査や対応を行う。結果については、東海市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態調査委員会を行う場合は、愛知県教育委員会を通じて文部科学省に開始報告、調査結果報告を行う。また、こども家庭庁、こども支援局総務課の助言や支援を受け、重大事態調査委員会を行う。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 「明倫小学校子どものいじめ防止基本方針」をはじめとするいじめの防止等の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への取組評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめの防止等対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめの防止等に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「明倫小学校子どものいじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止等に取り組む。